

令和7年度第3回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和7年6月10日（火）

招集場所 米子市役所旧庁舎603会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員  
6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員  
11番 高橋敦美委員 12番 宅野真二委員 13番 竹中誠一委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員  
16番 能登路幸輝委員 17番 船越真委員 18番 安井貴之委員 19番 米澤美憲委員

欠席農業委員 0人

出席推進委員 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 三島一行委員 大塚清徳委員  
福長正樹委員 高尾和広委員 中西文子委員 本池実委員 大家保委員 尾坂宣雄委員 橋本愼一委員  
田中英省委員 高濱健委員

事務局 古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 道下係長 渡邊主事

傍聴人 無し

日 程

1 会長あいさつ

2 議事録署名委員の指名

3 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進

計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (3) 非農地現況証明について
- (4) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (5) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (6) その他

議事開始 午後2時20分

議長（角会長）

第3回農業委員会総会を開きます。議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号16の能登路農業委員と議席番号18の安井農業委員にお願いしたいと思います。本日の欠席はありません。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局

（議案訂正）

議長（角会長）

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ、番号8の蚊屋について審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

3条許可案件について説明いたします。番号8の蚊屋の議案について説明いたします。蚊屋の申請地は県立米子養護学校の近くにある田1筆、2,000平方メートルの農地を売買されるものです。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくご願いたします。

議長（角会長）

番号8の蚊屋について、担当委員さんから補足があればお願いします。

福田推進委員

番号8の議案について補足します。6月3日に能登路農業委員と宅野農業委員と3人で現地調査を行いました。申請地は県立米子養護学校の近くにあります。将来的には県立米子養護学校に収穫体験が提供できればと考えておられます。許可について問題ないと思います。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと、番号8の蚊屋について採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6ページ、番号3の彦名町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 高尾推進委員

3番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。5月2日に公本農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成は行わず、現況のまま利用いたします。雨水の排水について、溜樹後既設の農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

#### 議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページ、議案第3号をお願いします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、8ページ、番号12の夜見町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 竹中農業委員

12番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。5月31日に矢倉推進委員と現地確認を行いました。造成計画については最高90センチメートルの盛土造成を行います。擁壁については高さ120センチメートルのL型擁壁を設置いたします。雨水の排水について溜柵後農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について合併浄化槽後農業用排水路へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

#### 議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号13の車尾南1丁目について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 廣東推進委員

13番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、近隣企業の工場の新築工事に伴う一時転用で、現場事務所を計画したものです。一時転用期間は許可日から13ヶ月までを計画したものです。5月31日に舩越農業委員と現地確認を行いました。造成計画については最高30センチメートルの盛土造成を行います。流出防止措置として土

羽打ちをいたします。雨水の排水について建物の雨水排水は農業用水路へ、その他は自然流下の計画で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思ひます。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号14の安倍について審議いたします。担当委員さんから説明をお願ひします。

三島推進委員

14番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、駐車を計画したものです。6月2日に泉農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思ひます。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、9ページ番号15と16の古豊千について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 安井農業委員

15番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅及び進入路を計画したものです。6月5日に現地確認を行いました。造成計画については最高48センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、高さ70センチメートルのL型擁壁を設置します。雨水の排水について、雨水枡から側溝経由後農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

5条16番について、同じ場所に関連しているため、一括して説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置場の敷地拡張を計画したものです。造成計画については現状のまま利用します。雨水の排水について、自然浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地の該当はありません。農地区分は、300メートル以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

#### 議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号17の淀江町今津について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 橋本推進委員

17番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅及び進入路を計画したものです。6月2日に現地確認を行いました。造成計画については現況のまま利用します。雨水の排水について溜枳後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意を確認しております。隣接農地、土地改良区の該当はありません。水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

#### 議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、10ページ、議案第4号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、11ページ、番号6-1から、15ページ、番号6-27までを一括審議します。事務局から説明してください。

#### 事務局（道下係長）

議案10ページ、農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。14ページの6-25は、耕作者が担い手機構になっておりますが、これは、就農予定の新規就農者の農地として中間保有するものです。15ページの番号6-27は、新規就農者の方です。それ以外のページ番号6-1からページ番号6-26は、ほぼ近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしくお願

いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと、まず、11ページ、番号6-1から、15ページ、番号6-26までを一括して採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号6-27について採決したいと思います。これについては、関係者の足立農業委員は、議事に参与できません。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

報告いたします。

18ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

19ページから23ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、15件を受理しています。

次に、24ページの非農地現況証明について、2件を証明しています。

次に、25ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行なっている旨の証明について、2件を回答しています。

最後に、27ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、1件を受付けています。

報告は以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

（連絡事項）

議長（角会長）

これを持ちまして、第3回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後3時5分